

防衛装備庁訓令第2号

防衛装備庁施設等機関組織規則（平成27年防衛省令第15号）第48条の規定に基づき、防衛装備庁の施設等機関の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の施設等機関の内部組織に関する訓令

改正 平成29年3月30日庁訓第8号

改正 平成30年3月30日庁訓第2号

改正 平成31年3月28日庁訓第3号

改正 令和2年3月31日庁訓第5号

改正 令和3年3月31日庁訓第3号

改正 令和3年8月27日庁訓第10号

改正 令和4年3月25日庁訓第1号

改正 令和6年3月28日庁訓第15号

改正 令和6年9月25日庁訓第25号

目次

第1章 総則（第1条）

- 第 2 章 航空装備研究所（第 2 条－第 1 5 条）
- 第 3 章 陸上装備研究所（第 1 6 条－第 2 5 条）
- 第 4 章 艦艇装備研究所（第 2 6 条－第 3 7 条）
- 第 5 章 新世代装備研究所（第 3 8 条－第 4 9 条）
- 第 6 章 防衛イノベーション科学技術研究所（第 5 0 条－第 5 6 条）
- 第 7 章 千歳試験場（第 5 7 条・第 5 8 条）
- 第 7 章 下北試験場（第 5 9 条・第 6 0 条）
- 第 8 章 岐阜試験場（第 6 1 条－第 6 3 条）
- 第 9 章 雑則（第 6 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 航空装備研究所

(研究企画官)

第 2 条 研究企画官の下に、研究企画係並びにプロジェクト調整官 1 人及び研究調整官 2 人を置く。

2 プロジェクト調整官は、研究企画官の命を受け、装備品等の研究開発における試験実施に関する総合調整並びに実用試験及び装備化後の装備品等の状況把握に必要な調整及び調査研究に関する事務をつかさどる。

3 研究調整官は、研究企画官の命を受け、業務計画の企画、調整及び評価に関する事務をつかさどる。

(総務課)

第 3 条 総務課に、次の 2 係及び課長補佐 1 人を置く。

庶務係

業務係

(会計課)

第 4 条 会計課に、次の 3 係並びに課長補佐 1 人及び会計管理専門官 1 人を置く。

調達係

出納係

用度係

(航空機技術研究部)

第5条 航空機技術研究部に、次の4室並びに技術分析官1人及び主任研究官3人を置く。

航空機システム・無人機知能化研究室

空力・飛行制御研究室

機体構造・材料研究室

搭載装備研究室

2 航空機システム・無人機知能化研究室は、航空機システムの方式及び性能並びに無人航空機の知能化並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

3 航空機システム・無人機知能化研究室に、副室長2人及び主任研究官3人を置く。

4 空力・飛行制御研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の

作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 航空機の空力特性
- (2) 誘導武器の空力特性
- (3) 航空機の運動、操縦及び安定の特性
- (4) 飛行制御
- (5) 前各号に関連する器材

5 空力・飛行制御研究室に、主任研究官3人を置く。

6 機体構造・材料研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 航空機の構造、材料、強度、疲労及び空力弾性
- (2) 誘導武器の構造、材料、強度、疲労及び空力弾性
- (3) 前2号に関連する器材

7 機体構造・材料研究室に、主任研究官3人を置く。

8 搭載装備研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 航空機のぎ装

(2) 航空機搭載用電子システム（他の研究所の所掌に属するものを除く。）の性能

(3) 前2号に関連する器材

9 搭載装備研究室に、主任研究官1人を置く。

（エンジン技術研究部）

第6条 エンジン技術研究部に、次の4室並びに技術分析官1人及び主任研究官2人を置く。

エンジンシステム研究室

エンジン先進要素研究室

エンジン制御研究室

ロケットエンジン研究室

2 エンジンシステム研究室は、原動機システム（ロケットエンジン研究室の所掌に属するものを除く。）の方式及び性能並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

3 エンジンシステム研究室に、副室長1人及び主任研

究官 2 人を置く。

4 エンジン先進要素研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 原動機（ロケットエンジン研究室の所掌に属するものを除く。）の構成要素の空力特性、熱力特性、燃焼特性、構造、強度及び材料

(2) 前号に関連する器材

5 エンジン先進要素研究室に、主任研究官 2 人を置く。

6 エンジン制御研究室は、原動機の制御及び補機及びこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

7 エンジン制御研究室に、主任研究官 2 人を置く。

8 ロケットエンジン研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) ロケット推進力を用いた原動機の方式及び性能

(2) ラムジェット推進力等を用いた原動機の方式及び性能

(3) 前2号に関連する器材

9 ロケットエンジン研究室に、主任研究官3人を置く。

(誘導技術研究部)

第7条 誘導技術研究部に、次の5室並びに技術分析官

1人及び主任研究官2人を置く。

誘導システム研究室

誘導システム評価室

誘導制御研究室

シーカ研究室

誘導管制研究室

2 誘導システム研究室は、誘導武器システムの方式及び性能並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関することをつかさどる。

3 誘導システム研究室に、副室長2人及び主任研究官

- 1 人を置く。
- 4 誘導システム評価室は、次に掲げる業務をつかさどる。
 - (1) 誘導武器システムの発射に関連する試験に関すること。
 - (2) 誘導武器の発射試験計測法についての考案、調査研究及び試験に関すること。
 - (3) 環境試験の実施並びに環境試験についての考案及び調査研究に関すること。
- 5 誘導システム評価室に、副室長 1 人及び主任研究官 3 人を置く。
- 6 誘導制御研究室は、誘導武器の誘導制御技術及び誘導制御機器並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
- 7 誘導制御研究室に、主任研究官 4 人を置く。
- 8 シーカ研究室は、誘導武器の光波誘導、電波誘導及び特殊誘導機器並びにこれに関連する器材についての

考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

9 シーカ研究室に、主任研究官4人を置く。

10 誘導管制研究室は、誘導武器の誘導管制機器及び誘導武器の発射機並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

11 誘導管制研究室に、主任研究官2人を置く。

(土浦支所)

第8条 土浦支所に、業務班及び試験室を置く。

2 試験室に、主任研究官2人を置く。

3 試験室は、誘導武器の要素技術に関する試験業務をつかさどる。

(新島支所)

第9条 新島支所に、業務班を置く。

(課長補佐及び会計管理専門官)

第10条 課長補佐及び会計管理専門官の所掌事務は、その所属する課長が所長の承認を得て定める。

2 課長補佐及び会計管理専門官は、その所属する課長の命を受け、分掌された事務に従事する。

(係及び係長)

第11条 係の所掌事務は、その所属する研究企画官又は当該係が置かれる各課の課長が所長の承認を得て定める。

2 係に係長を置く。

3 係長は、その所属する研究企画官又は課長の命を受け、係の事務を掌理する。

(特別研究官)

第12条 航空装備研究所に、特別研究官1人を置く。

2 特別研究官は、所長の命を受け、重要な研究課題について、研究並びに研究の総合的指導及び監督を行う。

(技術分析官及び主任研究官)

第13条 技術分析官は、その所属する部の部長の命を受け、部の所掌業務に係る技術的事項の分析に関する事務をつかさどる。

2 主任研究官は、その所属する部の部長又は室の室長

の命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。

(室長及び副室長)

第14条 室に室長を置く。

2 室長は、その所属する部長又は支所長の命を受け、室の事務を掌理する。

3 副室長は、その所属する部の部長の定めるところにより、室長を助け、室の事務を整理する。

(班及び班長)

第15条 班の所掌事務は、支所長が所長の承認を得て定める。

2 班に班長を置く。

3 班長は、支所長の命を受け、班の事務を掌理する。

第3章 陸上装備研究所

(研究企画官)

第16条 研究企画官の下に、研究企画係並びにプロジェクト調整官1人及び研究調整官3人を置く。

2 プロジェクト調整官は、研究企画官の命を受け、装

備品等の研究開発における試験実施に関する総合調整並びに実用試験及び装備化後の装備品等の状況把握に必要な調整及び調査研究に関する事務をつかさどる。

3 研究調整官は、研究企画官の命を受け、業務計画の企画、調整及び評価に関する事務をつかさどる。

(総務課)

第17条 総務課に、次の5係並びに課長補佐2人及び会計管理専門官1人を置く。

庶務係

業務係

調達係

出納係

用度係

(システム研究部)

第18条 システム研究部に、次の4室並びに技術分析官1人及び主任研究官3人を置く。

火力システム研究室

戦闘車両システム研究室

無人車両・施設器材システム研究室

C B R N 対処研究室

2 火力システム研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

(1) 火力システム及び火力システムを搭載する車両等（他の室の所掌に属するものを除く。）の方式及び性能

(2) 弾薬システム及び小火器システムの方式及び性能

(3) 前2号に関連する器材

3 火力システム研究室に、副室長1人及び主任研究官5人を置く。

4 戦闘車両システム研究室は、戦闘車両システムの方式及び性能（他の室の所掌に属するものを除く。）並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

5 戦闘車両システム研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 3 人を置く。

6 無人車両・施設器材システム研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

(1) 車両及び施設器材の無人化システム並びに施設器材システムの方式及び性能

(2) 前号に関連する器材

7 無人車両・施設器材システム研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 2 人を置く。

8 C B R N 対処研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

(1) 放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術

(2) 理化学器材及び衛生資材

(3) 前 2 号に関連する器材

9 C B R N 対処研究室に、主任研究官 1 人を置く。

(弾道技術研究部)

第19条 弾道技術研究部に、次の4室及び技術分析官1人を置く。

火力・防護力評価研究室

終末効果・防護研究室

弾道要素研究室

管制・自動化研究室

2 火力・防護力評価研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 火器・弾火薬類の火力並びに装備品等の火力に対する残存性に関する概念設計、解析及び評価技術
- (2) 個人装具及びこれに付随する需品及び保命器材
- (3) 装備品等についての人間工学
- (4) 前3号に関連する器材

3 火力・防護力評価研究室に、副室長1人及び主任研究官2人を置く。

4 終末効果・防護研究室は、次に掲げる事項について

の考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 誘導武器、魚雷、爆弾等を含む弾火薬類の終末弾道に係る方式及び性能

(2) 耐弾・耐爆に係る材料、材料特性値、構造及び数値解析、防護用構築物及び構築技術

(3) 前2号に関連する器材

5 終末効果・防護研究室に、主任研究官2人を置く。

6 弾道要素研究室は、火器・弾火薬類の弾道に係る方式及び性能（他の室の所掌に属するものを除く。）並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

7 弾道要素研究室に、主任研究官2人を置く。

8 管制・自動化研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 火器・弾火薬類の射撃管制及び火器・弾火薬類の

自動化に係る方式及び性能

(2) 前号に関連する器材

9 管制・自動化研究室に、主任研究官2人を置く。

(機動技術研究部)

第20条 機動技術研究部に、次の4室並びに技術分析官1人及び主任研究官1人を置く。

機動力評価研究室

車体・動力研究室

脅威探知・対処研究室

障害構成・啓開研究室

2 機動力評価研究室は、車両の機動力に関する概念設計、解析及び評価技術並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

3 機動力評価研究室に、主任研究官2人を置く。

4 車体・動力研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 車体の形状、構造、ぎ装、走行及び懸架に関する
技術

(2) 車両及び施設器材の動力源

(3) 車両及び施設器材の動力伝達に関する技術

(4) 前3号に関連する器材

5 車体・動力研究室に、主任研究官2人を置く。

6 脅威探知・対処研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 施設器材の機構及び制御に関する技術

(2) 機動技術研究部の所掌業務に関する車両及び施設
器材の搭載用電子システム

(3) 障害の探知・処理技術

(4) 前3号に関連する器材

7 脅威探知・対処研究室に、主任研究官2人を置く。

8 障害構成・啓開研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 施設器材の方式、性能及び構造

(2) 障害の構成・啓開技術

(3) 前2号に関連する器材

9 障害構成・啓開研究室に、主任研究官3人を置く。

(課長補佐及び会計管理専門官)

第21条 課長補佐及び会計管理専門官の所掌事務は、

その所属する課長が所長の承認を得て定める。

2 課長補佐及び会計管理専門官は、課長の命を受け、

分掌された事務に従事する。

(係及び係長)

第22条 係の所掌事務は、その所属する研究企画官又は

は当該係が置かれる課の課長が所長の承認を得て定め

る。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、その所属する研究企画官又は課長の命を受

け、係の事務を掌理する。

(特別研究官)

第23条 陸上装備研究所に、特別研究官1人を置く。

2 特別研究官は、所長の命を受け、重要な研究課題について、研究並びに研究の総合的指導及び監督を行う。

(技術分析官及び主任研究官)

第24条 技術分析官は、その所属する部の部長の命を受け、部の所掌業務に係る技術的事項の分析に関する事務をつかさどる。

2 主任研究官は、その所属する部の部長又は室の室長の命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。

(室長及び副室長)

第25条 室に室長を置く。

2 室長は、その所属する部長の命を受け、室の事務を掌理する。

3 副室長は、その所属する部の部長の定めるところにより、室長を助け、室の事務を整理する。

第4章 艦艇装備研究所

(研究企画官)

第26条 研究企画官の下に、研究企画係並びにプロジ

ェクト調整官 1 人及び研究調整官 3 人を置く。

2 プロジェクト調整官は、研究企画官の命を受け、装備品等の研究開発における試験実施に関する総合調整並びに実用試験及び装備化後の装備品等の状況把握に必要な調整及び調査研究に関する事務をつかさどる。

3 研究調整官は、研究企画官の命を受け、業務計画の企画、調整及び評価に関する事務をつかさどる。

(総務課)

第 27 条 総務課に、次の 7 係並びに課長補佐 2 人及び会計管理専門官 1 人を置く。

庶務係

業務係

管理係

警備係

調達係

出納係

用度係

(海洋戦技術研究部)

第 28 条 海洋戦技術研究部に、次の 3 室並びに技術分析・調整官 1 人及び主任研究官 3 人を置く。

対潜戦評価基盤研究室

海洋戦闘指揮研究室

ソーナー研究室

2 対潜戦評価基盤研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 対潜戦及び対機雷戦のシミュレーション

(2) 船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材の対潜戦及び対機雷戦における能力評価

(3) 前 2 号に関連する器材

3 対潜戦評価基盤研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 3 人を置く。

4 海洋戦闘指揮研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 対潜戦及び対機雷戦の戦術判断支援
 - (2) 水中の音波伝ぱん
 - (3) 海洋環境の把握及び予測
 - (4) 前3号に関連する器材
- 5 海洋戦闘指揮研究室に、主任研究官2人を置く。
- 6 ソナー研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成並びに水中音響標準に関する業務をつかさどる。
- (1) 音響による送受波及び信号処理
 - (2) 音響器材の音響材料
 - (3) 前2号に関連する器材
- 7 ソナー研究室に、主任研究官1人を置く。

(水中対処技術研究部)

第29条 水中対処技術研究部に、次の3室並びに技術分析・調整官1人及び主任研究官2人を置く。

無人航走体基盤研究室

無人航走体連携研究室

水中武器研究室

2 無人航走体基盤研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 船舶、水中武器（魚雷、機雷、爆雷及び対潜弾を除く。）及び掃海器材の無人化

(2) 無人航走体（前号に係るものに限る。第4項第1号及び第29条の2第2項第1号において同じ。）に搭載する音響器材、磁気器材その他の構成品

(3) 前2号に関連する器材

3 無人航走体基盤研究室に、主任研究官2人を置く。

4 無人航走体連携研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 無人航走体と船舶、無人航走体、哨戒機等との連携及び協調

(2) 前号に関連する器材

5 無人航走体連携研究室に、主任研究官2人を置く。

6 水中武器研究室は、次に掲げる事項についての考案

、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 魚雷、機雷、爆雷及び対潜弾
- (2) 魚雷、機雷、爆雷及び対潜弾に搭載する音響器材、磁気器材等の構成品
- (3) 掃海器材
- (4) 前3号に関連する器材

7 水中武器研究室に、主任研究官2人を置く。

(艦艇・ステルス技術研究部)

第30条 艦艇・ステルス技術研究部に、次の4室及び技術分析・調整官1人を置く。

流体研究室

構造研究室

動力研究室

海上試験室

2 流体研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 流体力学特性
 - (2) 流体に起因するシグネチア（川崎支所電磁気研究室の所掌に属するものを除く。）
 - (3) 水槽試験等の実施及び試験用模型等の製作
 - (4) 前3号に関連する器材
- 3 流体研究室に、副室長2人及び主任研究官3人を置く。
- 4 構造研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
- (1) 構造、強度及び材料（海洋戦技術研究部ソーナー研究室の所掌に属するものを除く。）
 - (2) 船体構造に起因するシグネチア
 - (3) 前2号に関連する器材
- 5 構造研究室に、主任研究官2人を置く。
- 6 動力研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

- (1) 動力及び推進
- (2) ぎ装
- (3) 船舶用機器
- (4) 動力推進装置及びその他の船舶用機器に起因するシグネチア（川崎支所電磁気研究室の所掌に属するものを除く。）
- (5) 前4号に関連する器材

7 動力研究室に、主任研究官2人を置く。

8 海上試験室は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材に関する次の業務をつかさどる。

- (1) 海上試験に関すること。
- (2) 海上試験の方法及び試験器材についての考案及び調査研究並びに規格に関する資料の作成に関すること。

9 海上試験室に、副室長1人を置く。

（川崎支所）

第31条 川崎支所に、業務班及び電磁気研究室を置く。

2 電磁気研究室は、磁気処理及び消磁に関する方式、磁気探知技術、水中電界技術及びこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

3 電磁気研究室に、主任研究官2人を置く。

(岩国海洋環境試験評価サテライト)

第31条の2 岩国海洋環境試験評価サテライトに、業務班及び無人航走体評価研究室並びにサテライト長補佐1人を置く。

2 無人航走体評価研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 無人航走体及びそれに搭載する音響器材、磁気器材その他の構成品の評価技術

(2) 前号に関連する器材

3 無人航走体評価研究室に、主任研究官1人を置く。

(課長補佐、サテライト長補佐及び会計管理専門官)

第32条 課長補佐、サテライト長補佐及び会計管理専

門官の所掌事務は、その所属する課長又はサテライト長が所長の承認を得て定める。

- 2 課長補佐、サテライト長補佐及び会計管理専門官は、課長又はサテライト長の命を受け、分掌された事務に従事する。

(係及び係長)

第33条 係の所掌事務は、その所属する研究企画官又は当該係が置かれる各課の課長が所長の承認を得て定める。

- 2 係に係長を置く。
- 3 係長は、その所属する研究企画官又は課長の命を受け、係の事務を掌理する。

(特別研究官)

第34条 艦艇装備研究所に、特別研究官1人を置く。

- 2 特別研究官は、所長の命を受け、重要な研究課題について、研究並びに研究の総合的指導及び監督を行う。

(技術分析・調整官、主任研究官及び研究調整専門官)

第 3 5 条 技術分析・調整官は、その所属する部の部長の命を受け、部の所掌業務に係る技術的事項の分析並びに業務計画の企画、調整及び評価並びにシステム評価に関する事務をつかさどる。

2 主任研究官は、その所属する部の部長又は室の室長の命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。

(室長及び副室長)

第 3 6 条 室に室長を置く。

2 室長は、その所属する部長、支所長又はサテライト長の命を受け、室の事務を掌理する。

3 副室長は、その所属する部の部長の定めるところにより、室長を助け、室の事務を整理する。

(班及び班長)

第 3 7 条 班の所掌事務は、支所長又はサテライト長が所長の承認を得て定める。

2 班に班長を置く。

3 班長は、命を受け、班の事務を掌理する。

第 5 章 新世代装備研究所

(研究企画官)

第 3 8 条 研究企画官の下に、研究企画係並びにプロジェクト調整官 1 人、研究調整官 3 人及び技術分析専門官 1 人を置く。

2 プロジェクト調整官は、研究企画官の命を受け、装備品等の研究開発における試験実施に関する総合調整並びに実用試験及び装備化後の装備品等の状況把握に必要な調整及び調査研究に関する事務をつかさどる。

3 研究調整官は、研究企画官の命を受け、業務計画の企画、調整及び評価に関する事務をつかさどる。

(総務課)

第 3 9 条 総務課に、次の 5 係並びに課長補佐 2 人及び会計管理専門官 1 人を置く。

庶務係

業務係

調達係

出納係

用度係

(A I ・サイバーネットワーク研究部)

第40条 A I ・サイバーネットワーク研究部に、次の
4室並びに技術分析官1人及び主任研究官3人を置く。

指揮統制システム研究室

A I 技術応用研究室

サイバーセキュリティ研究室

通信ネットワーク研究室

2 指揮統制システム研究室は、情報システム、通信システム及びサイバーシステムの方式及び性能並びにこれに関連する器材及び電気器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

3 指揮統制システム研究室に、副室長1人を置く。

4 A I 技術応用研究室は、電子計算機情報の処理に関する技術（装備品等に共通して適用されるA I 技術を含み、他の室の所掌に属するものを除く。）及びシミ

ュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成並びに関連する器材に関する業務をつかさどる。

5 AI 技術応用研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 5 人を置く。

6 サイバーセキュリティ研究室は、電子計算機情報に関する保全、解析及び評価技術についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

7 サイバーセキュリティ研究室に、主任研究官 5 人を置く。

8 通信ネットワーク研究室は、通信ネットワーク化、通信及び対通信妨害に関する技術並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

9 通信ネットワーク研究室に、主任研究官 3 人を置く。

(宇宙・センサ研究部)

第41条 宇宙・センサ研究部に、次の4室並びに技術分析官1人及び主任研究官1人を置く。

センシングシステム研究室

宇宙システム研究室

レーダ研究室

光波センサ研究室

2 センシングシステム研究室は、電波センサ、光波センサ、複合センサ及びその他の電子センサに関するシステムの方式及び性能並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務（宇宙システム研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 センシングシステム研究室に、副室長1人及び主任研究官3人を置く。

4 宇宙システム研究室は、宇宙に関する領域に係る装備品等についての考案、調査研究及び試験並びに規格

に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

5 宇宙システム研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 1 人を置く。

6 レーダ研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（センシングシステム研究室及び宇宙システム研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) レーダに関する技術

(2) 射撃管制レーダに関する技術

(3) 測位・標定に関する技術

(4) 対電波妨害に関する技術

(5) 前各号に関連する器材

7 レーダ研究室に、主任研究官 2 人を置く。

8 光波センサ研究室は、光波検知、光波識別、光波計測及び対光波妨害に関する技術並びにこれに関連する器材の考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（センシングシステム研究室及び宇宙システム研究室の所掌に属するものを除く。）

をつかさどる。

9 光波センサ研究室に、主任研究官 2 人を置く。

(電子対処研究部)

第 4 2 条 電子対処研究部に、次の 3 室並びに技術分析官 1 人及び主任研究官 1 人を置く。

電子戦統合研究室

通信電子戦研究室

センサ妨害研究室

2 電子戦統合研究室は、通信器材、電波器材及び光波器材の電子対処システム並びに高出力レーザー器材の方式及び性能並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究、試験及びシステム評価並びに規格に関する資料の作成並びに関連技術の調整に関する業務をつかさどる。

3 電子戦統合研究室に、副室長 1 人及び主任研究官 4 人を置く。

4 通信電子戦研究室は、通信妨害・欺まん及び通信情報収集分析に関する技術並びにこれに関連する器材に

についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務をつかさどる。

5 通信電子戦研究室に、主任研究官 2 人を置く。

6 センサ妨害研究室は、電波妨害・欺まん・対処、電波情報収集分析、光波妨害・欺まん・対処、光波情報収集分析、電磁環境及び高出力マイクロ波に関する技術並びにこれに関連する器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

7 センサ妨害研究室に、主任研究官 2 人を置く。

(飯岡支所)

第 4 3 条 飯岡支所に、業務班及び電磁特性研究室を置く。

2 電磁特性研究室は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

(1) 電波の伝ぱん、反射及び放射に関する技術

(2) 光波の伝ぱん、反射及び放射に関する技術

(3) 前各号に関連する器材

3 電磁特性研究室に、主任研究官 1 人を置く。

(課長補佐及び会計管理専門官)

第 4 4 条 課長補佐及び会計管理専門官の所掌事務は、その所属する課長が所長の承認を得て定める。

2 課長補佐及び会計管理専門官は、課長の命を受け、分掌された事務に従事する。

(係及び係長)

第 4 5 条 係の所掌事務は、その所属する研究企画官又は当該係が置かれる課の課長が所長の承認を得て定める。

2 係に係長を置く。

3 係長は、その所属する研究企画官又は課長の命を受け、係の事務を掌理する。

(特別研究官)

第 4 6 条 新世代装備研究所に、特別研究官 1 人を置く。

2 特別研究官は、所長の命を受け、重要な研究課題について、研究並びに研究の総合的指導及び監督を行う。

(技術分析官、主任研究官及び技術分析専門官)

第47条 技術分析官は、その所属する部の部長の命を受け、部の所掌業務に係る技術的事項の分析に関する事務をつかさどる。

2 主任研究官は、その所属する部の部長又は室の室長の命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。

3 技術分析専門官の所掌業務は、研究企画官が所長の承認を得て定める。

4 技術分析専門官は、研究企画官の命を受け、将来技術の分析及び応用に必要な調整に関する事務に従事する。

(室長及び副室長)

第48条 室に室長を置く。

2 室長は、その所属する部長又は支所長の命を受け、室の事務を掌理する。

3 副室長は、その所属する部の部長の定めるところにより、室長を助け、室の事務を整理する。

(班及び班長)

第49条 班の所掌事務は、支所長が所長の承認を得て定める。

2 班に班長を置く。

3 班長は、支所長の命を受け、班の事務を掌理する。

第6章 防衛イノベーション科学技術研究所

(総務・会計ユニット)

第50条 総務・会計ユニットに、次の2係及びユニット長補佐2人を置く。

庶務係

調達係

(方針策定ユニット)

第51条 方針策定ユニットに、総括主任研究官3人及び主任研究官1人を置く。

(事業推進ユニット)

第52条 事業推進ユニットに、研究管理官3人、総括主任研究官4人及び主任研究官8人を置く。

(プログラム管理官)

第53条 防衛イノベーション科学技術研究所に、プログラム管理官1人を置く。

2 プログラム管理官は、防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第217条の2第1項第2号に掲げる業務（方針策定ユニットの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 プログラム管理官の下に、プログラム管理専門官1人及び主任研究官3人を置く。

（ユニット長補佐及びプログラム管理専門官）

第54条 ユニット長補佐及びプログラム管理専門官の所掌事務は、その所属するユニット長又はプログラム管理官が所長の承認を得て定める。

2 ユニット長補佐及びプログラム管理専門官は、ユニット長又はプログラム管理官の命を受け、分掌された事務に従事する。

（係及び係長）

第55条 係の所掌事務は、その所属するユニット長が所長の承認を得て定める。

2 庶務係に係長を置く。

3 係長は、その所属するユニット長の命を受け、系の事務を掌理する。

(研究管理官、総括主任研究官及び主任研究官)

第56条 研究管理官は、その所属するユニット長を助け、極めて重要な研究課題について、調査、情報の分析、企画及び立案、研究の推進並びに業務の指導及び監督を行う。

2 総括主任研究官は、その所属するユニット長の命を受け、特に重要な研究課題について、調査、情報の分析、企画及び立案、研究の推進並びに業務の指導及び監督を行う。

3 主任研究官は、その所属するユニット長又はプログラム管理官の命を受け、重要な研究課題について、調査、情報の分析、企画及び立案、研究の推進並びに業務の指導及び監督を行う。

第7章 千歳試験場

(副場長)

第 5 7 条 千歳試験場に、場長のほか、副場長 1 人を置く。

2 副場長は、場長を助け、場務を整理する。

3 副場長は、場長に事故があるとき、又は場長が欠けたときは、その職務を行う。

(班及び班長並びに主任及び主任研究官)

第 5 8 条 千歳試験場に、次の 5 班を置く。

業務班

管理班

第 1 試験班

第 2 試験班

第 3 試験班

2 班の所掌事務は、場長が定める。

3 班に班長を置く。

4 班長は、場長の命を受け、班の事務を掌理する。

5 管理班に、班長のほか、環境保全主任 1 人を置く。

6 第 1 試験班に、班長のほか、主任研究官 1 人を置く。

7 第 2 試験班に、班長のほか、主任研究官 1 人を置く。

- 8 第3試験班に、班長のほか、主任研究官1人を置く。
- 9 主任研究官は、その所属する班の班長の命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。

第7章 下北試験場

(副場長)

第59条 下北試験場に、場長のほか、副場長1人を置く。

- 2 副場長は、場長を助け、場務を整理する。
- 3 副場長は、場長に事故があるとき、又は場長が欠けたときは、その職務を行う。

(班及び班長並びに係及び係長)

第60条 下北試験場に、次の4班を置く。

業務班

管理班

試験班

整備班

- 2 班の所掌事務は、場長が定める。

- 3 班に、班長を置く。
- 4 班長は、場長の命を受け、班の事務を掌理する。
- 5 試験班に、班長のほか、次の2係を置く。

試験企画係

試験係

- 6 係の所掌事務は、班長が場長の承認を得て定める。
- 7 係に、係長を置く。
- 8 係長は、班長の命を受け、係の事務を掌理する。

第8章 岐阜試験場

(副場長)

第61条 岐阜試験場に、場長のほか、副場長1人を置く。

- 2 副場長は、場長を助け、場務を整理する。
- 3 副場長は、場長に事故があるとき、又は場長が欠けたときは、その職務を行う。

(班及び班長並びに主任研究官)

第62条 岐阜試験場に、次の4班を置く。

業務班

飛行班

試験班

整備班

- 2 班の所掌事務は、場長が定める。
- 3 班に班長を置く。
- 4 班長は、場長の命を受け、班の事務を掌理する。
- 5 試験班に、班長のほか、主任研究官2人を置く。
- 6 主任研究官は、命を受け、重要研究開発課題について研究開発並びに研究開発の指導及び監督を行う。
- 7 整備班に、班長のほか、主任1人を置く。

(主任)

第63条 主任の所掌業務は、場長の承認を受けてその所属する班長が定める。

- 2 主任は、その所属する班長の命を受け、班の業務の一部を分掌する。

第10章 雑則

(委任規定)

第64条 この訓令に定めるもののほか、航空装備研究

所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の内部組織に関し必要な事項は、防衛装備庁技術戦略部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日庁訓第8号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日庁訓第2号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日庁訓第3号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日庁訓第5号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 庁訓第 3 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 27 日 庁訓第 10 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日 庁訓第 1 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 庁訓第 15 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 25 日 庁訓第 25 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。